

取る程度、応えることができると思ふのであります。

次に最も問題になっておりました三百四十三條の特別決議であります。が、原案は「出席シタル株主ノ議決権ノ三分ノ二以上ニシテ且發行済株式ノ總數ノ過半数」ということになっておりました。これに對しましては、経済界では殆んど一致してその條件の緩和を求めておつたのであります。費用の点から、手数の点から、これは経済界にとりましては相当大きな問題であつたのであります。それを發行済株式の總數の過半数に當る株式を有する株主出席し、その議決権の三分の二以上ということにその議決方法を改めたいのであります。これによりまして七割五分以上も出席しなければこの原案のごとき決議をすることができないという状況でありましたのを、過半数の株式を有する株主が出席すればできるということに相成るのであります。この点も経済界の要望に應へまして、これが通りますならば、聊か委員長以下の御努力が実を結んだということに相成るかと思ふのであります。

それからこの四百九十二條の二という規定を新設いたしました。發起人、取締役等が会社が發行する株式の總數を超えて株式を發行し、その間それを不正の目的或は自分の利益を過當に図るといふようなことを実行いたしまするのを防ぎますために、かかる行為に對しましては罰則を設けてそれを防遏いたすといふことにいたしたのであります。かかる規定がありますれば、發起人、取締役がオーバー・インジューをすることを防ぎまして、今の新株發行の無効の訴えといふ点と関連い

たしまして、一般経済界に対する安心を與へることになると思ふので、不正を防遏することに相成ると思つておるのであります。以上が私の修正案の主要な点であります。が、その他の部分につきましてはそれで適切なものであると確信いたしておりますので、何とぞ御賛成をお願いいたします。

○大野幸一君 私は發議員が動議として提出せられました修正案の動議に賛成いたす次第であります。

○委員長(伊藤修君) それでは討論はこれを以て終局いたします。直ちに採決をいたします。

○委員長(伊藤修君) それでは討論はこれを以て終局いたします。直ちに採決をいたします。

○委員長(伊藤修君) それでは討論はこれを以て終局いたします。直ちに採決をいたします。

○委員長(伊藤修君) それでは討論はこれを以て終局いたします。直ちに採決をいたします。

○委員長(伊藤修君) それでは討論はこれを以て終局いたします。直ちに採決をいたします。

○委員長(伊藤修君) それでは討論はこれを以て終局いたします。直ちに採決をいたします。

○委員長(伊藤修君) それでは討論はこれを以て終局いたします。直ちに採決をいたします。

○委員長(伊藤修君) それでは討論はこれを以て終局いたします。直ちに採決をいたします。

○委員長(伊藤修君) それでは討論はこれを以て終局いたします。直ちに採決をいたします。

多数意見者署名
大野 幸一 羽仁 五郎
今泉 政喜 松井 道夫
岡部 常 小林 英三

○委員長(伊藤修君) では次に檢察及び裁判の運営に関する調査を議題に供します。本調査は御承知の通り司法制度に関する事項及び新刑事訴訟法の運営に関する事項並に青少年犯罪に関する事項及び五井産業に関する事項等を今日まで調査して参つたのであります。が、先に申しました三事項につきましては、未だ調査がその中途でありますし、五井産業につきましても全部完了するに至りませんので、ここに中間報告をいたしたいと存じます。お手前には差上げましたところの中間報告書を御承認願ひたいと思ひます。(異議なしと呼ぶ者あり)

○小林英三君 これは今私は初めてちよつと読んだのですけれども、この中間報告の件に關しまして、非常にこの記述の上に、表現の上に非常にまづい点が沢山あると思ひます。で私はもう一遍よく調査しました上でこれを承認したいと思ひます。今これを直ぐこのまま承認することは非常に無理があります。これは五井産業事件というものは單なる檢察及び裁判の運営に関する調査の問題ではなくして、いわゆる國民の疑惑を招いてをる問題でありますから、それをエクセントリックに疑惑をそのまま認めるということとは非常に困るので、こういうことこそ、私はこの法務委員会において十分に審査をして、そして國民の疑惑を解かななくてはならぬ、こういう如何に中間報告でありまして、その点に對して公

正なる中間報告でありたいと思ふ、この点からいたしまして、今これを頂戴して直ぐさま認めるということは、これはちよつと読んで見ましたけれども、非常に私は表現の上にまづい点があると思ひます。書からのときに私はこれを申上げたい、余りに輕率なことを申上げることはどうかと思ひます。

○委員長(伊藤修君) 文字の表現の上においてはどうかと存じますが、内容につきましては極力事実そのままを摘出したしまして、いわゆる中間報告でありまして、多くの判断がなされていない部分も沢山あると思ひます。

○小林英三君 いやこれはちよつと委員長お尋ねしますが、この中間報告は文書でなさるのですか。本会議でなさるのですか。

○委員長(伊藤修君) いえ文書で、委員長におきまして今日の模様の報告しなくちやなりませんのですから、その意味において……。

○小林英三君 それでは尙更この問題は、まだ時間もあることでありますから……。

○委員長(伊藤修君) まだ結論に到達しておりませんから本会議にかけるといふことは止めたといふ存じます。

○小林英三君 中間報告にいたしましても、表現の上で非常にまづい点があると思ひます。今私ちよつと見ただけではありますから、ここで即決をしないで、もう少し時間を置いて頂きたい。

○大野幸一君 これは私も要旨だけを今拜見いたしましたのですが、これは一応承認するかしないかということより外にないと思ひます。

○委員長(伊藤修君) そうです。

○大野幸一君 これは議論しかかつたら、恐らく自由党の人では、どんなにしてもこれは満足が行かないだろうと思ひますから、ここで一つこれによつての賛否でも決して頂きたい。中間報告しろといふことは、自由党からでも要求があつた場合こういふふうには私に取計らつたらどうか。

○小林英三君 これを中間報告なさるといふことは、一応私は反對するものではありません。ただ中間報告にいたしまして、いろ／＼の問題は社會の疑惑を招いてをる問題が沢山ある。例えば政界の人物がこうしたとかああしたとかいふ問題につきましては、これは現在のそれらの政府の要人に対する、輿論であらうが、或いは野党であらうが、いづれの立場にありまして、これはもう公平な判断によつて中間報告をしなくちやならぬと思ひます。中間報告は中間報告でありまして、或いは本報告は本報告でありまして、この問題は私達非常に表現の上におきましても慎重を期さなくちやならぬ。これが我々の法務委員會の今までの長日月を費やして証人を喚問し、或いは調査したゆえんなんであります。今ここでこれを承認しろといつてもそれは無理だ、二、三時間の余裕を見て貰わんと……これは重大なる問題です。

○委員長(伊藤修君) 小林さんの御指摘の分はいわゆる要旨の第五でありますね。

○羽仁五郎君 只今小林委員からの御發言は誠に御尤もでもあるんですが、若し小林委員の方からこの字句の表現等について不満であるといふことについて御發言があるといふことになる

と、実は私としても今度は別の意味から実は非常に不満なんです。委員会の委員のそれらの意見としては、ここにまとめられたような趣旨について、今お話のように、その字句とか、或いは場合によっては字句に止まらないというような点について、それら多少の意見の相違があるかと思うのですが、併しこれをここで討論をしておることよりも、中間報告として一応ここにまとめられたようなものを承認することにせられたらどうかと思うんですが……。

○小林英三君 委員長。

○羽仁五郎君 いや発言中です。五井産業については只今小林委員の発言しておられるようなこともありすが、併し最近政府なり、或いは警察関係なり、或いはその他社会の重大なる責任を帯びておる人々の間に不正事件が続発しておるということは、これは各位のよく御承知のところでもあります。これに對しては国内及び国際的に鋭い批判がなされておるのである、例えて申せばこの四月二十二日の読売新聞は、その社説において、「断じて綱紀を肅正すべし」という表題を掲げて、その社説の中に次のようなことを言っております。これは読売新聞の社説ですが、「フハイせる権力はもはや人民の敵であり、もし政府がこれを是正し得ないとなれば革命によつてこれを肅正するよりしかたがない。」ということを読売新聞がその社説で言っておるのであります。読売新聞は最近相当の程和なわゆる穩健中正の立場を取つておる、その読売新聞がこゝも極言せざるを得ないということは、こゝういふ事件に對する輿論の批判というものを端的に現はしているのじやないかと思ふ。そういう意味でこの五井産業事件を中心とする本委員会の調査が、この際今ここにまとめられておるような程度においてでも中間報告をされることが必要じやないかと考えるのです。どうか只今申し上げたような意味において、我々としてもこの今まとめられた中間報告に對して多少の意見がありますが、こゝでその意見を開陳することとを差控えて、その中間報告として一応これを承認して委員長から議長に報告して頂いたらどうかと思ふ。

○小林英三君 羽仁君のおつしやることはちよつとおかしいんじやないかと思ふ。私が言うのは今これを初めて見たんです。これは委員長が中間報告するのでありますけれども、これは取りも直さず我々委員会が報告するのであります。それを或々はそのまま読まずに内容も知らずにこれだけの大事件をそのまま承認するということは考えなくちやならん。こゝで今初めて、二、三頁読んだだけです。それですからもう少し時間と與えて下さいというのは当然であります。我々はこれを通さんというのじやありませんよ。

○羽仁五郎君 私はこの委員会に早くから出席しまして、この間皆さんのお集りになる間相当の時間があつたのでこれをすでに熟読したのであります。○小林英三君 それではなんですか。これをすつかり皆さんが最初から御覽になつてゐるのですか。

○委員長(伊藤修君) そうです。

○小林英三君 私は今来まして、今拜見したものです。今これは議題になつておるのですが、今までは商法の一部改正法律案をやつておられたわけでは

よう。今初めてこれが議題になつてゐるのですから、私は申上げておるのであります。

○委員長(伊藤修君) 速記を止めて下さい。

○委員長(伊藤修君) 速記を始め

〔速記中止〕

○委員長(伊藤修君) 速記を始め

それではこれにて休憩いたします。

午後一時五十分開会

○委員長(伊藤修君) では午前に引続き開会いたします。

では中間報告についての御意見をお述べ願ひます。

○小林英三君 午前中のこの中間報告につきまして承認を、求めるの件について、我々は一応これを検討してみたといふ、こゝういふので多少の時間を頂戴したのであります。この中で特に私共がどうかと思ひますことがあつたのであります。これはこの発表の際に訂正をして頂いたらどうかと思ひます。は、頁がありまけんからちよつと困るのですが……。

○委員長(伊藤修君) 何の項目とおつしやつて頂ければ結構であります。何枚目とおつしやつて頂きたい。

○小林英三君 初めから十一枚目です。Aの中に「佐藤が福田篤泰代議士に對し、昭和二十二年中二回に金十萬円宛、昭和二十三年二月十三日に現金二十萬円及び小切手三十萬円をいづれも政治資金等として贈り、小切手は吉田茂氏秘書峯谷照雄氏に渡され、荻外莊の費用として費消されたことが認めら

れるが、吉田氏がこれを聞知していたという証拠はない。」こゝういふことがあります。

それからそのCの中に「佐藤が渡辺良夫氏の依頼で昭和二十二年九月から十月頃金二十萬円、昭和二十二年募金十萬円、昭和二十三年六、七月頃、金十萬円を岡崎英城、丹羽喬四郎に贈つてゐることは明らかであるが、その金の使途について増田甲子七氏の政治資金として同氏に渡されたといふことは佐藤調書の外確証がない。」云々、こゝういふことがあるのであります。ところが一方におきまして、報告の要旨の一番最初の三枚目の、報告の要旨の第五であります。第五を拜見いたしますといふと、「政界の要職に在る者が警察ボスと称せられる人物であり、現に刑事被告人である佐藤昇から政治献金を受けたことは明白な事実で」云々、こゝういふのであります。先程申し上げましたA、Cの内容につきましては、これは我々も全然異論がないわけではございませんが、この書いてあることについては或る程度までは認められるのであります。報告書の第五にありますが「政界の要職に在る者」といふことと関連いたしまして「政界の要職に在る者」といふのは何を指さすか分りませんが、私はこの表現だけでは、いわゆる新聞紙上におきまして五井産業事件において、現在の吉田内閣の吉田総理であるとか、或いは増田官房長官であるとかいふような、いわゆる「政界の要職」といふ文字は大物を連想させるという憂いがあると思ふ。それが明らかになつて政治献金を受けたことは明白な事実であるといふふうに表示しております。政界の要職といふことは吉

田、増田さんを指したものでないと思へますが、併しこれは即國民大衆に對しましてはそれであるかのごとくに誤まり信ぜられるといふように考えられます。若しこれが吉田、増田を指してゐるのであるとしますと、これは明白な事実であるといふことが間違つてゐるということになる。この点はこゝういふことは正しい表現と言ひますが、誤らせないような表現によつてこれを中間報告をする必要がある、こゝういふふうに先ず第一に考えます。

○遠山内市君 ちよつとそれに附加えて……。今の問題ですが、一口に申しますと十一枚目のAといふところにあります問題は、吉田茂氏に對しましては全然証拠はない、こゝう書いてある。Cのところではただ増田氏の件に觸れておられますが、これはただ佐藤調書のみに頼つてゐる、こゝういふふうになつてゐる。そうして見ると、一方においては全然証拠がない、片一方は沢山のいふの証人の証言中認められる事実なく、而もただに調書の中に増田氏云々といふことだけがある。この二つのことで直ぐ冒頭の今言ふ第五に現わしております「政界の要職」といふことは吉田並びに増田両氏を指さすものと思ひますが、これは「政界の要職」といふことを御訂正願つて、外には幾多の名前が挙つてゐることでありまして、はつきり福田、渡辺、誰々、こゝういふ工合に名前を書いて現わして貰ふことが一番適當であると思ひます。どうもAとCから出て来た結論としては、第五の「政界の要職」といふところには、結び付きが誠に無理なように思ひますので、委員諸君の十分な

る御検討を願つて御了承を得たいと思ふのであります。

○小林英三君 それから私は調査結果の要旨の中の第二でありますが、第二のいわゆる「佐藤及び伊藤が自発的且つ任意に供した事項を録取したもの」として信用すべきものと認める。その理由次のことし」ということで理由が沢山挙げていますのであります。これはいろいろ証人を訊問いたしまして、両方の証人が場合によりましては反対的な答えをしているのであります。併し例え(1)に述べてあること、或いは(2)に述べてあることというふうなもの、一方取調べを受けた佐藤とか、或いは伊藤等の陳述によりまして、たしかに長い日時の間におきまして人権蹂躪に關するような、夜遅くまで或いは大勢で以て圧力を加えてやつたということはたしかに言つておるのです。それがここでは理由としてはつきりと(1)におきまして「取調べに際し、拷問、強要、誘導、深更に及ぶ取調べ、長時間に亘る取調べ」というような不当なもの認められない。(2)におきましては、「兩名共肉体的精神的な異常はなかつたものと認められる」というふうな書いてあるものであります。こゝういふ点が我々としては、少し最後には反駁が書いてありますけれども、こゝで直ちに即断をするといふことはどうかと思ふ点が沢山あるものであります。先ず一番重要な問題といたしましては、私が申し上げ、遠山委員が申上げました報告の要旨の第五の問題、これははつきりと表現を変えて頂きたいと思ふのであります。

○委員長(伊藤修君) 以上二点ですか。御意見はあとでどなたかお述べ願

うことにいたしました。第二の点は、これは係の檢察官及び係の各別事、巡査の担当者全部専門員の方で調べました。それから尙拘留置問の出入簿等も全部取寄せてあります。ここにも書いてあります。こゝで専門員の方で六十三名調べてあります。これはこれらの事情によつてはこゝで認定せざるを得ないという結果からこゝういふ表現をいたした次第であります。

第一の点は、これは要職にあるといふことは御説のごとく或いは吉田、増田氏を指すといふふうにもお考えになるかも知れません。その他渡辺、或いは福田といふような皆政界の要職にある人、政府の要職にあるといふ人、政界の要職にある人、こゝういふ人を一括して個々に名前を挙げて表現いたした次第であります。

○小林英三君 これは私が最初申述べましたように五井産業事件といふものは、これは一般の国民ばかりでなしに、相当インテリ階級の方その内容に誤まり伝えられたり、誤信をしておるといふ点が沢山ある。苟くも我々は検察並びに裁判の適正なる運営を調査したのでありますから、こゝういふ法務委員会では是非ともはつきりと、こゝういふ点は国民大衆の疑惑を解くといふ任務がある、それにも拘わらず我々みづからが考えまして「政界の要職に在る者」といふことは、新聞その他の記事を通じて連想いたしますと、そこに吉田、増田氏が明らかに政治献金を受けたのであるといふふうに書くことは非常に困つたものであります。この点はいろいろ表現の方法があると思ひますが、先ず一つの手段といたしましては、先程遠山委員の言われたこと

も結構であります。或いは政界人である福田篤泰君、或いは渡辺君、吉田君といふようにはつきりすることも結構であります。

○委員長(伊藤修君) 御意見はあります。○大野幸一君 私は先ず第一に最初小林委員の指摘されるこの「佐藤が福田篤泰代議士に対し」云々から「吉田茂氏がこれを聞知した証人ではない」とこゝういふことの結論を得たことに對しては大いに不満であります。我々は今吉田氏を裁判しておるというのではあります。裁判をし、これに刑罰を科せるときには証人といふものが必要であるのであります。裁判以外に我々の常識として社会の経験法則によつてこれを判断して国民に我々の意思表示をするといふのは、吉田氏を刑罰に処するといふのではないから、強ち証人はなくともいいと思ふのであります。我々は証人に基かすしても我々が内心こゝういふことが、考えるべきであることが妥當であるといふことを結論に得れば、これは勇敢に発表しなければならぬと思ひます。そこでこの文章がややもすれば吉田氏が聞知していたといふ証人はないから知らなかつただろうといふ結論が出るとするならば、それは事実と違ふと我々は解釈するのであります。あの前取調べの証人からしてその証人は証言となつて速記録に残されたもの以外から我々はその真相を判断しなければならぬのであります。私はこの前の委員会でも言ひましたが、決して証言に「まかされてはいけぬ」のである。これが即ち我々が直接に証人と相對峙して調べるゆゑのものであつて、この点については裁判でも同

じであります。記録即ち間接記録よりは、直接詢問することにおいてその結果と相反する結論はいつでも出て来ると思ひます。我々は飽くまで聰明でなければならぬといふ意味はさういふ意味であります。大体吉田茂氏の口座に金が入つておつて、その小切手を出すときには吉田茂氏が判を捺して署名をして出している。こゝういふような事実或いは又これを自由党との關係において証言しておりますけれども、海外の費用は一月十萬圓。当座の費用が要するならば十萬圓といふ金からでも工面して来ればいいのであつて、三十萬圓が口座に入られておるといふ事実から吉田茂氏が如何に總理大臣であつても我々國民の代表として吉田茂氏が知つていたといふことは証人がなくとも断言できる筈である。この意味において私は小林委員の意見については反対であります。増田氏に至つてはやや不満でありますけれども、佐藤調書にある増田献金の疑いを抹消することはできない、こゝういふ結論がありますので、この点については疑いを存しつつ先ず肯定と解釈して私は異議はないのであります。従つてこゝういふことを考えるならば、報告の要旨第五はむしろ遠慮過ぎたところの文章であつて、その足りないものを感ずるのでありますから、私は小林委員の御意見には反対であります。こゝう申上げます。

○遠山内市君 この第五の「政界の要職」の所ですね。大体言ひ盡されたやうであります。政界の要職に在る者が」とこゝで区切つてあります。それから「警察ボスと称せられる人物であり、現に刑事被告人である佐藤昇

から政治献金を受けたことは明白な事実で、」こゝを抑えておる。そうしてこの政界の要職に在る者がこゝういふやうなよくない人間から献金を受けたことは明白である。こゝういふ工合に抑えているところから見まして、どうしても「政界の要職」といふ所は、人によつては狙ひはそれは吉田、増田であらうと思ひますが、こゝういふ工合に盛つて貰ふことは非常に無理なやう方です。私が先程申上げたように、私の個人の考えといたしましては、福田篤泰代議士とか渡辺代議士といふ名前を現わすことは、實際は嫌なことではありますけれども、これはしょうがない。もうはつきりしておる。ともかく金を取上げておるのでありますから、これはどんなこゝへ現わして貰つてよろしい。その他到る所に各警察官の名前をどんなに挙げておられるところから見て、何も遠慮することは私はないと思ふ。それでありますので、はつきりその名前を挙げて、こゝういふ警察ボスと称せられる人物と組んでこれ／＼のことをしたことは明白であるといふことにして貰ふといふことが私はどうも一番正しいように思われるのであります。ただ要職といふことは、これはどう考えても一代議士とか何とかが要職とは一般人は見ないであらうと思ひます。代議士中においても最も上位の者を指差しておるものである。こゝう考えておりますので、この結び付の点は誤解を招く虞れもありますので、是非ともこの所は御訂正を願つて置きたいと思ひます。その他の点は然るべく……。

○羽仁五郎君 私は参議院法務委員会が檢察及び警察の行政について調査を

行うという場合について国会として考
えなければならぬことは、必ずしもつ
まり私は刑法上の罪にならなければ何
も反省することはないのだという考え
方はとるべきじゃないかと思うのであ
ります。これは世論もすでにそういう
ことをしばしば強調しておりますし、
刑法の罪にさえならなければどうい
うことをやってもいいというような考
えが、日本の政界の重要な人々の間に
ある間は、日本の民主主義というもの
は到底建設することはできない。これ
はまだ今問題になつてゐるような方々
についてはここで証人として喚問とか
証言を求めたわけではありませんが、
吉田茂或いは増田甲子七というよう
な方々が、その点についてどうお考え
になつてゐるかということは、この委
員会ではまだ証言を得ていないので
すが、併しその方々のこの問題に對する
態度例えは先月二十三日の日本・イ
ムの社説に指摘されておつたように吉
田首相が新聞記者との会見において公
判がこれを決定する、自分は別に責任
を感じないというような態度、これは
決していゆる世論を満足させるま
えんじやないと思う。又我々参議院の法
務委員会もその世論の期待に應えるた
めには、そういう政界の重要な責任の
地位にある人が刑事上の犯罪にならな
ければ、一向平氣なんだ、いわゆる昔
のどなたでしたか言われたように蛙の
面に水をかけたようなものだという考
え方であるということ、私は国内的
にも國際的にも非常な失望を買うの
ではないかと思ひます。現にたとえ噂話
にせよ、トルーマンとか、或いはア
ットリーとか、アチソンとか、そ
ういうような人は、そういう疑ひとか

ああいう噂話を著しされたならば、
そういう方々は直ちに政治的責任をと
るだらうと思う。それが今日國際的な
モラルのレベルだと思ひます。私は
この際今問題になつておられるような
關係の方々が、どうか日本の政治上の
モラルのレベルを高くするという意味
からいろいろ苦慮されておられるとい
うに固く信ずるので、この中間報告と
しては、今起草されておるこのまゝの
形で以て承認せられることが私は最小
限だと思ひます。で若しこれについて議論
するとすれば、やはり私はさつきもあ
れしつゝあるような相当報告書が刑事的
な観点からのみ書かれてゐることは非
常に不満でありまして、この政治道徳
という点からもつと問題にして頂かな
ければならぬというふうにお考えの
ですが、中間報告のことではあるし、
この現在ここに提出されておるよう
な形で承認せられるならば、それにつ
いては異議はない。併し若し先程から
言があるような意味でこれを訂正
するといふならば、私はむしろ國民の
期待に副う意味においてはこの政治道
徳の点についても相当我々のこの調査
の間に得たところの結果というものを
ここに現わして頂きたいと思ひます。
それですつき小林委員も、今日相
当のインテリ階級まで事件を誤解して
いるといふに言われましたが、私
は特にどういふことを指されるかとい
うことは大体お察しがつくように思
ひますが、必ずしもつまつ今申上げた
ような意味でこの刑法上の罪にならな
ければ、それは何にもその人々はいま
から反省する必要がないんだといひ
お考えでおられるのじや勿論ないと私
は信ずるのです。若しそういううなこ

とであるとすれば、大体ここにまとめ
られたような形でこの中間報告がなさ
れることを希望いたします。
○岡部常君 私は羽仁委員の言われる
政治道徳の方面にまでかけて云々とい
うことに純理としては反対ではござい
ませんけれども、この委員会の従前の
やり方から判断いたしまして、そこま
で拡げることは如何かと思ひます。
従前においてもそういうふうには拡げ
られませんが、努めて法務委員会の調
べませんが、努めて法務委員会の調
べとしては、裁判を極く限られた範囲
に調査の手を進めておつたように考
えますので、やはりこの事案につきま
してもそれを主眼にして調査したのが私
は本當だと思ひます。それでこの字
句の点につきましては、そういう観点
からいたして、先程遠山委員がおつし
やつた説に賛成いたしまして、要職云
々といううな強い表現を用いない方
が法務委員会の調査の趣旨に合致す
るものと私は考へます。
○大野幸一君 そうすると、國民が最
も知りたいといひ、いわゆる政界の大
物に對する判断を当委員会は逃げてし
まつたことになるが、この点について
のお考えはどうだらう。
○岡部常君 私は決して逃げたことに
はならないと思ひます。それ以上は大
きく世の中の批判を受けることは我々
の真剣なる調査の結果を見て批判を待
つていいと思ひます。
○羽仁五郎君 只今の御言葉は私の申
上げた点を少し補足するの必要を感じる
のですが、私は若しも今なされてここ
に提出されておる報告書の中で、さつ
きから御議論になつておるような、刑
事上の証拠がないのならば、そういう

ものは全然問題にならないのだとい
うお考えがあると思ひます。それにして
は私はこの政治道徳の問題を問題にし
なければならぬのじやないかというの
です。ですから確實な証拠と、いわゆ
る刑法上の証拠というものはないが、
併しそういうものに對して、みづから
反省せられるということがあるという
お考えだらうと私は信ずるので、この
報告書の中で政治道徳の問題を問題に
するといふ必要はない。それは差控
えというふうにお考えのようですが、併
し若しそうでないと、その刑法上の問題
でなければその重要な要職にある方々
が、日本を内外に向つて代表せられる
ような方々がそれだけの高い政治上の
モラルをお持ちになることを期待しな
いという態度をこの委員会がおとり
になるといふならば、それには反対だ
といふのでありまして、この中でやは
りさつき大野委員から言われたように、
社会の常識として、丁度この間我々が
ここでこの委員会を調べたように、
時々いゆる財政上に非常に苦境に立
つておられたときに、俄かに三十万円
という金が銀行の口座に入つて来たん
です。あれはあの頃としては非常に
大きな事件だつたらうと思ひます。従
つてこれを聞知しないといふ証拠がな
い。聞知していたといふ証拠がない
といふにこの報告書に書かれてゐる
ことは、私共全く理詰でない。むしろ
聞知しないといふ証拠はなかつた。
恐らくは聞知されたんじやないだらう
か。ですから今岡部委員のおつしやる
ように、従来の法務委員会のおつしやる
こともありますし……、尤も従来こ
ういふ問題がこの委員会に出た場合
と、今の場合と違ふと思ひますが、併

し大体そうだとすればむしろこの結論
は改めて聞知しないといふことはな
い。聞知していたといふ証拠はない
といふことは、即ち政治的な責任、政治
道徳というものを我々の委員会では全
然問題にしない。政治道徳はどうでも
いいんだといううな態度をとるのじ
やないかという誤解を受ける。そう
いう意味であります。私はこの報告書
の中で政治道徳の問題を追及すべきだ
と申上げてゐるのではないのです。政治
道徳の問題はどうでもいいのだとい
うような態度は是非とらないようにし
て頂きたい。
○大野幸一君 私は今羽仁委員の意見
からヒントを得たのですが、成る程A
の説明で、これは証拠が必要なりとい
う証拠法則を無視したる結論である、
この原案は。何故かといふと自己の小
切手口座、預金口座に他人名義の小切
手が振込まれてゐたといふ事実があれ
ば、それは本人が承知したといふ推定
を受けることはこれは当然であります。
これが若し裁判官であつたならば、
言えないといふ結論に到達するのであ
ります。証拠がなければ認められない
といふことは、証拠法則、反証の法則
を無視したる結論である。従つて羽仁
委員の言われたことは法律の詳釈と言
われたけれども、私は裁判所の法則か
ら言ふところの論理といへば、成る程
羽仁委員の言う通り知らなかつたとい
う証拠はないといふならば別ですが、
知つたといふ証拠もないといふこと
は、前の証拠、立証責任を本末転倒し
た結論であるといふこと、従つて最前
から私はこのA自身について非常に不

満であるという事を申し上げております。

○委員長(伊藤修君) Aの問題は認められるところで一遍切つてまじつてそれに対して吉田氏が知らない、知らなかつたという証は、知つたという証はないといふことは、お説のように書いた表現として同じことですね。認められると言つて先に前段で決めておる。

○大野幸一君 それならば……。

○委員長(伊藤修君) 吉田さんが知つておつたかどうかという積極的な証はない、いわゆる積極的証はない、こういう意味なんです。

○大野幸一君 然らば吉田さんが聞知したということは疑うに十分であるといふこと、この結論がなければ、外証の費用として費消されたことが認められ、併し吉田さんが聞知した証はないといふと吉田さんは知らなかつたようにとれる、そうでないのです。これは聰明な吉田さんが、これを知らなかつたならとは考えられない。そこで私は若しこういう文章ならばその後で附加えて貰いたい。証はないが、併し疑いは十分である」と。このくらしいことは当然なことだと思ふ。

○遠山内市君 今の大野委員の御言葉ですが、「外証の費用として費消されたことが認められる」と、こう断じてある。そして次に証の關係で吉田さんを外しておる。ここでもありますが、大野さんの先程のお話でも一先ず推定は受けて、推定は受けて、反対の証がなければ覆せないので。ところが小切手の關係、外証に入つた關係、吉田さんの口座に入つ

た關係といふことは幾多の証人によつて明らかである。それは明らかでありますけれども、今まで喚びました証人の証言によりますと、誰一人として吉田さんが承知しておつたと言ふ者は誰もない。でありますから、私はこの書き方はやや不服でありますけれども、大野君の御意見を考へて見ても、この推定を覆す証言がないのですから、私はこれで差支ないと思ふ。但しこのAの言葉から最初の冒頭の大きく書いてある第五の要職云々といふことには今の段階では結び付かん。將來吉田さんとか、増田さんをお喚びになつて、そうしてよくおかしといふことになつて来れば、或いはどうか知れませんが、今までの中間報告の、今までの審理からはこの要職はどうしても出て来ん。こう思ふので申上げる。

○羽仁五郎君 今大野委員から御発言があつたのですが、私の申上げたのは、政界の要職が政界の全責任を負つて行くといふことはこれは非常な大変なことだと思ふのですが、併しまあ國際的な例を見ても、その政界の總裁が相當にしっかりと人であれば一々知らなくてもそうおかしな金が入つて来るといふことはないと。又その總裁を助けておられるその政界のそれぞろの方々も總裁のそうした高い政治道徳といふものをよく知しておられれば怪しげな人から巨額の金を貰うといふことはあり得ない、日本では大体そういう偉い人は自分の知らないこととは責任を負わないといふやうに、そして責任を下へ下へと押付け

る癖がある。現に昨年ですか、下山事件なんかの場合でも僕は本當にそれに

對して最高の責任を國民に対して負わなければならぬ運輸相が一言もその責任を感じておられる言葉を聞かなかつた。これは日本で非常に私は悪い風だと思ふ。下の方の人だけが問題になつて、上の方の人には知らないと言つていつも逃げる。これは僕は日本の過去の政治道徳を端的に現わしておると思ふ。民主主義が成立すると同時に私は今後できるだけ一刻も早くそういうことから脱却して、もつと最高の責任を負う人はそういう点において明らかな態度をとつて、そうしてどうか今後をそういうことにはないやうにということ

を希望するから、私は今のAのところ、吉田茂氏がこれを聞知してないといふ論議はないといふやうになすべきである、従つて又一般のこの報告の要旨といふところにおいても、私は政界の要職にある人が刑法に触れない、触れないことは平氣なんだといふ考へでない方向に進んで頂きたい、ここに積極的の政治道徳の問題を追及する意見はありませぬけれども、併し政治道徳の問題はどうでもいいんだという態度をこの委員会がとりになることには、私は飽くまでこれは反対なんです。

○委員長(伊藤修君) ちよつとお断りして置きますけれども、起草の過程におきましては、ここに原稿があります。Aの末尾のところですが、吉田茂氏がこれを了知し得る事情にあると察せられるも、同氏が聞知していたといふ積極的証はない、こゝあつたやつを、そういうふうな緩和して摩擦を多少とも避ける意味において、表現を緩和したので、その点は十分一つ御了承願つて置きたいと思ふのです。

大野さんのお説のごとき表現は原案起草の當時においては、そういうふうな表現しておつたのですが、その表現を多少とも緩和するといふ意味において、今の原案のごとく出したのであります。趣旨はそういうふうな趣旨です。

○大野幸一君 それを報告されて初めて納得できたのです。その報告の原案の趣旨から、第五といふものができたという意味に解釈すれば、私はこの原案に賛成します。

○委員長(伊藤修君) 第五項の冒頭の表現といふのは含みのある表現であることは皆さん御了承のことです。今日の段階においては、それが積極的にある、而してそれが檢察及び裁判の運営の方に禍を及ぼしているといふ積極的な証を見出すことはできない、中途にあるのであるのですから、従つて中間報告としては、この程度の表現以外にはないのじゃないか、お説のごとく、或いはそういう点において、積極的にむしろ削つてしまつた方がよいといふ御説も考えられますが、この起草の過程においては、すべての証言、及び文書から演繹して参りまして、こゝういふ表現を用いるのが、この段階においては適當であると考えて、この原案を提出した次第であります。

○小林英三君 第五のまあ今の大野委員から或いは羽仁委員からいろいろ御説がありましたけれども、いずれの御説にいたしましても、第二行目の政治献金を受けたことは明白な事実であるといふことは、これはどうも私はこゝういふ中間報告をすることはよろしくな

○委員長(伊藤修君) 私は明白であることは疑いないと思ふのです。これは當委員会においても、政治献金といふのは受取つたと言つてゐるし、やつたと言つてゐるんですから……。

○小林英三君 それは、要職にある……。

○委員長(伊藤修君) あなたのおつしやるのは、吉田さんに増田さんのことをおつしやるならば……。或いは別ですけれども、その他の政治献金といふものがなされたといふことは事実です。

○小林英三君 今の委員長のおつしやる通りであれば、私は政界の要職といふ言葉ですね。これが世間を惑わす基になるのです。先程遠山委員が申上げたやうに、岡部委員がおつしやつたやうに、はつきりとこゝで名前を挙げて、政界人の一人である、政界人である誰ぞといふことの方が法務委員会としては適當な表現だと思ふ。

○大野幸一君 私はその点は反対です。大抵日本人は事大主義で、總理大臣や官房長官は偉い人、よく思つて、その人の名を言うことは遠慮して、一代議士に対しては、名前を出してもいい、そんな議論は成立たない、人権はすべて平等である。政界の要職といつてばかすといふことも私はどうかと思ふのですが、まあこれは遠慮したと見て私は了解するのであつて、そんな偉い人のことだから國民は偉い人に対してはやり切れないといつても、我々は總理大臣と雖も、我々國民の代表者として批判する上においては、その上位にある国会は總理大臣を批判するについては最も責任のある機関である。この機関において批判する、真実

要する次第でございますから、すでに会社におきまして配当を復活いたしましたものも相当に多くなつて参りました。際、できるだけ株式の名義書換を簡易化したしまして、株主の利便を図るというところは是非とも必要であると思ひます。尙改正商法におきましては、株主名簿の複本の制度がございますが、今回の提案におきましては、簡易なる株式移轉簿という制度も設けてございまして、これらの各種の点に鑑みまして、この際は是非とも会社とそれから、大抵これは信託会社が株式の名義書換、代理人になつて貰へると思うのであります。他の契約によりまして株式の名義書換が簡易、迅速に行われまします途をこの法律によつてできるだけ早い機会に開いて頂くということが、是非とも必要であると思ひましてこの法案をお願い申上げておるわけでありまして、尙商法等の關係につきましても、いろいろ御質疑がございましては、明年七月に商法が改正になりまする前、商法との關係につきまして調整を要する点がございましたらば十分に調整をいたすということにつきましては、法務庁等と十分に打合せ済みに相成つております。

○大野幸一君 この法案は商法改正案と同時にこれは提案されたのですか、どうですか。

○政府委員(伊原隆君) この法案は商法改正案と同時に提案をしたかとお示しでございますが、さようでございます。

○大野幸一君 当委員会は遺憾ながらこれはまだ公聴会においてよく聴いていないので、これはいろいろな方面において特別の会社の特権を有すること

になるので、公聴会をやる必要は政府としてはないと思ひますか。

○政府委員(伊原隆君) この法案につきましては、極めて技術的な法案でございます。たゞここに信託協会の方でも、それから証券調整協議会の方でも、それらの方々の間に練りました見えておりますが、相当長期に亘りまして民間の方々の間に練りました問題と思ひます。従ひましてそれは公聴会にかけて頂くという程の問題ではないように私共存じております。これはこの委員会にかけて頂きましてから大体すでに二十日間程になつておるよう存じております。

○小林英三君 この法案が若し法律になりました場合、証券業者というものはどういふ影響を受けますか。又証券業者はこの法案の通過ということに對しまして、相当期待を持つて、希望しておりますか。そういう点はどうですか。

○政府委員(伊原隆君) 只今申上げましたように名義書換が非常に時間がかかりましたり、現状におきましては困難な点が、株式が円滑に移動流通いたします上には相當の支障になつておるのでございます。この法案ができましたら、そうして名義書換が簡易迅速に行われ得る途が開きますというところは、証券の流通がそれだけよくなることとございまして、私共承知いたします限りでは、証券業者の方々も期待いたしておられる。こういうふうな私の方は信じております。

○大野幸一君 この法案が実施されて、どのくらい代理業者が、どんなふうで榮足するといふ、政府の見込はどうでしょうか。

○政府委員(伊原隆君) 先程申上げましたようにこの法案が御制定願えなれば、恐らく信託会社又は銀行がその仕事を始めて頂けるのではないかと申すのでございまして、で、この法案は決して代理業者を強制するものではないと思ひます。このように簡易なる名義書換をなし得る名義書換代理人という制度の途を開きましたわけでございます。その中で、事業会社等、例えば信託会社との間の契約によりまして、相當程度活用されるのではないかと申す。尙アメリカ等でも前からこういう制度になつておるようございまして、非常に便利な制度であるといふふうに考へております。

○大野幸一君 アメリカでそうなつておるといふ話ですが、株式移轉簿による名義書換の制度ということになるわけですね。そのアメリカの一つの資料を出して貰ひたいのですが、出ておりますか。

○政府委員(伊原隆君) 米國における制度につきましては、相當詳しいものを御提出いたしてございまして、

○委員(伊原隆君) 名簿移轉による制度の資料は出ておりますか。

○政府委員(伊原隆君) 株式移轉名簿のことではございませんので、アメリカのいわゆるトランス・エージェンツの資料が出ておるわけでございます。

○大野幸一君 各信託会社の意見書というふうなものが出ておりますか。

○政府委員(伊原隆君) 意見書というふうなものではございませんが、信託協会の總會等におきましての御意見、その他によつて、しばしばこの点には言及しておられます。丁度こちら

にも見えております。

○大野幸一君 いや、我々のところへ資料として貰つておるか。あなた方聞いてもこれは何ものならん。

○政府委員(伊原隆君) 國會の方にはお出しはしてないかと存じます。

○大野幸一君 株式移轉簿による名義書換の實際の取扱はどういうことになるか、一つ説明して頂きたい。

○政府委員(吉田信邦君) お答え申し上げます。複本によりまして場合におきましては、この法案によりまして名義書換代理人のところに複本を設ける場合もあり、又支店その他に設ける場合もございまして、一番徹底したもののが考えられますのは、会社が従来株式課といふものを設けて、そこであらゆる株式事務をやつております。併しこの株式課の仕事は、会社の營業面とは可なり切離された独自の技術的の仕事でございますので、会社の組織の上から言つても、とかく継子扱いになつたり、又技術的な手数がかかつてたりして、会社としても非常に余計な経費がかかつておるといふ事情がございまして、こういうふうなことから名義書換代理人がございすれば、或る会社では全面的に名義書換代理人に委任するといふような形で、会社の株式課というふうな組織を省いて、そういう專業者に委せる、而もその專業者では技術的に法律的に非常に研究して能率的に安いコストで株式の名義書換を代行するといふことになると考えられるのであります。又株式移轉簿の問題でございまして、現在の株主数は各社とも相當多数を抱えております。大きな会社ではなか／＼容易にこの株式の株主名簿の複本を備え付けるといふことは、

経済的にも時間的にも相當の日数、或いは経費を要することと考へられます。そういうふうな点におきましては、むしろ簡易な株式移轉簿というふうなものを設けることによりまして、そこで比較的簡単に名義書換を行われ得るものと考えられます。ただその方式といたしましては、この法律も別に規定はいたしておりません。又従来株式名義の書換につきましても、印鑑簿による照合という問題は、別に法律の規定ではなくして、商慣習によつておのずからでき上つて来ておるものでございまして、従つてこの株式移轉簿の問題につきましても、商慣習というものが漸次開かれるものと考えられます。むしろ法律でいたしましては、今までそういう途が開かれなかつた、商慣習の成立の余地が與えられていなかったために、アメリカその他のような比較的簡易な、迅速な名義書換制度ができなかつたのを改めまして、そういう途を開くことに重点が置かれたわけでありまして、

○委員(伊原隆君) 速記を止めて下さい。

○委員(伊原隆君) 速記を始めて下さい。

○小林英三君 これはこの法律が若し何ですか、参議院のこの時間的に不可能というふうな場合が起つたらどういふ不便が起つて来ますか。

○政府委員(伊原隆君) この法律は只今も繰々申述べましたように、実は株式の移轉といふことが簡易、迅速に行われるようにできるだけ早い機会にそういう途を開きたいという法令でございまして、来年の七月に商法ができ

いうような形でこれの確認の慣習がで
き上ることになって参るのでありま
す。そういう慣習の成立と相俟ちま
して、この代理業ができたことによつ
て特に取引が円満になるのではなから
うかと思ふのであります。

○小林英三君 それからこの何です
か。一つの代理業がいろいろな会社と
契約をする、そうするとその代理業に
契約した会社は、今度株式課を設けず
にやつて行くのでしようか。或いは代
理業は代理業として、名義書換の代理
業をやる会社は会社として株式課を置
いてやつて行くということもあり得る
のですか。

○政府委員(吉田信邦君) それは二つ
の場合があると考えられます。株式課
を置きまして名義書換の書換事務だけ
を代理させるという方式もございま
す。それから同時に一般に株主名簿、
株式の名義書換だけの問題ではない、
更に配当金の問題、或いは株主総会の
招集の通知というような、従来株式課
でやつておる一切の仕事を代理するこ
うな場合もあり得るかと思いま
す。で、この法律では両方なし得るよ
うに案を作つてゐる次第でございま
す。

○小林英三君 一般の株の売り買いを
しておる人に対して、甲ならば甲、乙
ならば乙会社はどういう代理会社によ
つて委託しておるのだということを公
知せしめる方法はどうやつておるの
でございませうか。

○政府委員(吉田信邦君) 公知の方法
といたしましては、向うでは株券の券
面に一々名義書換代理人の名前を入れ
るような慣習になつておりますが、併
しこれは向うの制度では名義書換の都

度一々新券を発券するといふような形
になつております関係からして、当然
のことと思ひますが、日本の場合には
そういうふうには行き得ないと思ひま
す。従つて、証券取引所その他の取引
が行われる場所に、それらの名簿が
備えられて、そうして甲会社の名義書
換代理人は何々銀行だといふようなこ
とが明かにせられることになると思ひ
ます。

○小林英三君 それからこの資格です
ね、代理業の資格といふのは百万円以
上の会社と書いてあるのですが、我々
が例えば株を売つて名義書換をするこ
うな場合におきまして、どうも
相当の値段のつく株券を書留郵便その
他の方法によつて郵送してやるといふ
場合には、今までの会社でありますとい
ふと、いづれも資本金の大きな会社
の株券を得て取得するわけですから
も、現在の百万円ぐらいな会社で果し
てこれを利用する人が安心してそれら
の何万、何十万といふような株券を郵
送して、地方におる人が郵送して委託
するといふようなことになりませうか。
気分になりますか。

○政府委員(吉田信邦君) この点は現
在の金融機関に対しては資本金の制
限は、これは物価に対して多少遅れ気
味かとも存じますが、銀行百万円、信
託会社百万円、貯蓄銀行が五十万円、
無業会社が十万円といふような形にも
なつております関係から、余り高いこ
とをつけるのも、営業の自由の制限と
いふような意味から言つて、採れん
ところだといふような意味で、百万円と
いふことで置かれたわけでございます
が、実際問題といたしましては、相当
に施設も必要でございませうし、又、資

本金によりまして、信用もいろいろ違
つて参る。ただこの問題は株式を発行
する会社が相手方と契約をするわけで
ございませうから、資本金その他におい
ても、相当信用の置けるところが選ば
れるのじやなからうか。むしろこの資
本金百万円といふのは本当の最低限度
といふような意味で置かれたものと存
じます。

○小林英三君 そうすると一つの、甲
ならば甲会社が代理業の二軒にも三軒
にも自分の株券の書換の委託をする場
合もあることも考えられますが、そう
いふ場合におきまして、やはりこの需
要家としては同じ会社の委託をしてお
る代理業に対して信用のある方面に
集中するといふことがあり得るのだ
すか。

○政府委員(吉田信邦君) 実際問題と
しましては、一つ会社が頼むの、例
えば東京ならば東京で三軒頼むといふ
ようなことになりまして、一々報告を
受けたら、それから名簿を整理したり
する上から言つて却つて繁雑になると
思ひます。実際問題としては一ヶ所と
いふことが原則になると思ひます。た
だ地域的に、例えば大阪には支店がな
いといふような名義書換代理人の場合
には大阪に別に会社を頼むといふよう
なことがあるのではないかと考えま
す。

○小林英三君 それからこのアメリカ
でやつてゐるやうであります。これ
を若し、この法律を実施することにな
つて代理人ができることになりませう
と、すでにアメリカあたりから一つの
指導するやうな方でも来て、一時も早
くやらせるやうな方法でもあるのだ
すか。

○政府委員(吉田信邦君) 別に今そう
具体的なものはございせんですが、
今各信託会社におかれましては、向う
の制度について非常に研究しておられ
ますし、又司令部関係の担当官の方
も、それらの信託会社の方々に、この
問題につきましてできるだけ詳しく実
情を示すといふやうな態度でやつてお
られると思ひます。

○大野幸一君 この法案はこれは大蔵
省で起草されたのですか。

○政府委員(伊原隆君) この法案は大
蔵省が起草いたしました。勿論商法
との関係もございませうし、十分法務
庁とお打合せの上、実際は共同製作を
いたしたといふやうな実情にございま
す。くだいようでございませうが、この
法案はこういう株式の名義書換代理業
という簡単な、且つ四滑に株式の移転
ができる制度を、この法律によつて開
いて頂くといふことでございまして
て、これを強制するとか何とかいうこ
とは全然ございせん。世間で利用す
ることを期待いたしました。こういう
制度が一日も早く行い得る途を開いて
頂きたい、こういう趣旨のものでござ
います。

○大野幸一君 衆議院は法務委員会
でやつたのですか。

○政府委員(伊原隆君) 衆議院は大蔵
委員会が可決して頂きました。まあ
どいようになりませうが、各会派全会
一致で討論も御賛成を頂いたやうなわけ
でございませう。

○大野幸一君 それは法務委員会と合
同審査をやつたのですか。それは事情
は分りませうか。

○政府委員(伊原隆君) その辺の事情
は存じませんが、議院運営委員会が大
蔵委員といふことになつたものと存じ
ております。

○大野幸一君 先程小林委員の言われ
ました株式移転でやることになりま
す。どうもそこに犯罪が起る、二
重発行、或いは又偽造の株券が流通し
ても知らないでいるといふようなこと
はありませうか。

○政府委員(吉田信邦君) 二重発行……
○大野幸一君 いや、二重発行じやあ
りませう、偽造の……。そこでこちら
で偽造されるときには本社と違つて発
見が困難じやないか。

○政府委員(吉田信邦君) その点は若
干ございませうが、それ以上に経費の点
とか、或いは人員その他で有利ではな
いか。それと同時にその点につきまし
ては、どういふ場合にどういふ程度で
確認するかといふやうなことは、それ
ぞれ会社と発行人との間で契約で成立
つわけでございまして、会社側におい
ても損にならないやうな契約をいたし
てございまして、又発行人の方と
してもそういう意味で万全を期すると
存じますので、むしろその点は、当初
はそういう偽造や何か起つた場合に
どうするかといふことも想定すること
も考へて見たのでございませうが、むし
ろそういう点は商慣習等に委せた方
がいいのじやないかといふことになつ
たわけでありませう。

○大野幸一君 印鑑の照合といふので
すね。その照合はどういふやうにする
のですか、名義書換代理人が数ヶ所に
あつた場合に。

○政府委員(吉田信邦君) 名義書換に
際しまして、従来の正本一本でやつて
おります場合には、大体御承知のよう
に取得したときには株券の券面に印

○政府委員(岡咲怒一君) この法律案は大蔵省で御立案になりましたが、国会に御提案になりましたのですが、私共の方にも御連絡がありまして、主要な点につきましては二、三御意見申上げただけでございます。改正商法におきまして名義書換代理人の制度を採用いたすという原則をとりますと、名義書換代理人の行います事務が極めて重要であるし、代理人が不用意に、或いは不法に名義書換を行うということになりますと、証券の信用、流通を害することが甚だしいのでございませ

体形式になるものか。その株式移転簿と株式名簿との関連がどうかというところが多少気になったのでございますが、十一條の五号におきまして、株式移転簿に名義書換の記載をいたしましたときには遅滞なく、株主名簿の上に記載をする。而もこの記載を怠るならばそれに対して罰則が課せられるというふうな関係にもなっております。

し、本来名義書換代理人の効用は、信託会社或いは銀行の裏付といたしまして名義書換を行わしめる。言い換えれば名義書換の裏付といたしまして銀行

せて考えて頂きますならば、尙結構であつたかと思ひますが、大蔵省におかれましては、商法施行までにはその点を十分検討して、商法施行と同時にこの法律案を更に改正するという意図もあるように伺うのでございますので、それを期待いたしまして、法務府といたしましてはこの法律案の成立することを御願いたします次第でございます。

○大野幸一君 罰則ですが、十八條の三万以下の過料とあるのですが、これは少し安過ぎるのではないでしようか。今までというく比較いたしましたし

○委員長(伊藤修君) 商法改正が通つたからといつて余り無責任では困るというのですね。

○政府委員(伊原隆君) これは法務庁の方からお答えがあるかと思いますが、私の御説明が或いは足りなかつたかと思ひますが、元來商法でやつて頂く点が多いことは繰々御指摘の通りでございます。ただこういう制度を何分にも現在の株式市場の情勢その他を考慮えまして、又産業が長期資本を調達いたしますのは、どうしても自己資本による、そういうふうな場合には株

ど九割六分までは金融機関という関係になつております。又取引も取扱つておりません。従つて順次取引所で社債を取扱うという状況になり、又大衆の手に渡るようになれば、同様に考へて行きたいと考へておる次第でございます。

○大野幸一君 大会社では株式課というものがあつて名義書換する際に職員でやつておるわけですが、名義書換代理人というものにこれを依頼してしまふという、名義書換の費用とか、そういうようなものはどつちにしか

ても同じように考えられるのであつて、やつぱりそこでも人件費が要るのではないか、コストの関係においては別に御存じないと思うのですが、その点はどうか。

○政府委員(吉田信邦君) その点につきましては先程もちよつと申し上げましたように、一つの会社でやつておきますと、決算期それから増資というよう

な時期は決まつております。従つて株式課のいろいろの仕事の状況を拜見して見ますと、非常に波が多いのでございまして、名義書換件数なども決算期の直前一ヶ月に殆んど固つておるとい

うような状況でございまして、その都度臨時雇を入れたり何かしてその不熟練な者に取扱わせるというようになつてお

つております。これが一つの代理人で数社受持つ、或いは数十社を受持つということになりますと、その繁開期を調節いたしまして、三月四日なり

三月五日というふうに、決算期を種々の会社を持つというようなことをいたしますれば、その間の能率が非常に上

るのではなからうか、そういった方面から、又その法律の研究にいたしまし

ても、株式課の権限で相当法律的に研究しておられますが、そうしたものに

つきましては専門家がそこにおればできるということで、会社の職として

は順次簡単になつて行くのではなからうかというふうに考えられるわけであり

ます。

○大野幸一君 一株ですか。

○政府委員(吉田信邦君) 一株です。一枚でございます。この経費は實際株式の名義書換に要する経費の九牛の一毛にも当たらないもので、大会社を幾つか調べて見ましたが一枚当たり最低二十円、最高六、七十円要しておるようであり

ます。そして全部これは会社負担になるわけですか。この名義書換料というものを取りますことは、これは必ずしも常則ではございせん、むしろ会社の経費負担が軽くなることによりまして、或いは場合によつてはこういう名義書換料を株式から一々徴するということもしないで済むようになるかも知れません。更に一番大きい点は配達の問題でございまして、当事者間におきましては郵送いたしまして、先程も申し上げましたように配達証明片道八十三円かかるというような状況でござい

ますので、少数の株数を扱う場合は、遠くのところは名義書換不能というような状況になるのでござい

ます。これが所在地においてなし得ることに

なれば、そういった郵送料という

ような経費は省けることになると思

います。

○大野幸一君 そうすると、委託会社と会社との間に料金関係を決済するといふことではございせんか。

○政府委員(吉田信邦君) そうでござい

ます。

○大野幸一君 株主は拂わないのですか。

○政府委員(吉田信邦君) 株主からは現在一円乃至三円取つておりますが、

この程度のものであれば程度続くかも知

れません。又非常に会社の考え方によつては、その方面のコストを下げて、これを株主によつてはお断りするといふこともできるかと思ひますが、それらの点は法律上は直接に規定はいたしてお

りません。

○大野幸一君 現在株主変更の實際の状況は証券業者を介するものと、証券業者によらず名義書換をするものとが、どのくらいの割合になつておりますか。

○政府委員(吉田信邦君) 現在その数字は直接にはございせん。私共で大

体調べて見ますと、証券業者を通じての取引が主でございまして……。

○大野幸一君 そういふのは統計とか

そういうものが大きな会社に対して資料として出ていないのですか。

○委員長(伊藤修君) 出ておりませ

ん。

○大野幸一君 出ていないのですか。それじやよろしいです。第六條の、虚偽の誓約書に対してこれは罰金が科されて

いないようですが、六條の二項で

すが、最後に、その誓約書を添附し

なければならぬ。誓約だから一つの

宣誓、誓約でこれに対して違反の制裁

がないようですが、これはどういふわけ

ですか。

○政府委員(吉田信邦君) 十五條で、

「左の各号に掲げる場合には、名義書換代理人の登録を取り消さなければなら

ない」といふことになつてお

りまして、ここでの三号で……。

○大野幸一君 一項の四。

○政府委員(伊藤修君) ちよつと取調

べますから直ぐに……。

○大野幸一君 次に第七條ですが、証券取引委員会は登録申請書を受理した

日から三十日以内に登録し、申請人はその旨通知を受けた日から三十日以内に登録手数料を納付する。手数料を納付した日から業務を営むことになるの

ですが、これでは登録と営業開始とが一致せず、理論的に矛盾するように考えられます。この点はどうか。

○政府委員(伊藤修君) 今の尋ねは第八條で、第一項で遅滞なく登録通知する点と、三十日以内に納付する点でござい

ます。

○大野幸一君 そうです。

○政府委員(伊藤修君) ちよつと御質問の御趣旨が……、これでいいんじやない、かと私共思つておりますが、御趣旨の点はどうかという点でござい

ます。

○大野幸一君 これは登録とそれから登録手数料を納める日とが一致しないわけなんです、そんなことをしな

ければならないという理由がどこにあつたか、こういう意味なんです。登録してから開業するまでです、普通の場合

は登録すれば直ぐその日から開業できるといふことになる、一般には……。

それを区別したのはどういふわけですか。

○政府委員(伊藤修君) 只今の御趣旨は普通の場合登録したら直ぐに営業を開始するのが当然ではないかというお尋ねでござい

ますが、普通の場合に、そういう場合におきましては登録手数料は登録の際に登録手数料を納めなければ登録しないという制度になつてお

ります。然るにこの法令におきましては登録者は先ず登録をいたしまして、

登録後三十日以内に手数料を納めれば

いいということに相成つておりますので、登録手数料を納めてから開業すると

いうふうなことにいたしました次第であります。

○大野幸一君 そういふことになつて

おるのですが、もつと早く開業させるようにすればこの期間というものは必要

ないんじやないかと、こういう意味

なんです。

○政府委員(伊藤修君) 御意見のよう

な建て方も勿論御尤もでござい

ますが、これは登録の手数を三十日以内に納めさせようという制度にいたしたものでござい

ますから、その手数料を納めたときからというふう

に考えましたわけでございます。

○大野幸一君 八條の登録手数料です

ね、これは三千元ですが、これは会社が営業を開始するに

登録するの

であつて、もう少し取つてもいいように考

えられるのですが、例えばわれわれが弁護士に登録するに三千元納めるとこ

ういうようなことになつておる。これは営業じやなくてもそういうことになつておる。それから医者さんとか、獣医師でも三千元、少し

でも大蔵省は自分の方の味方の場合には少し安

したので……。

○政府委員(吉田信邦君) 別にそうい

うわけじやございせん。登録業者は別に制度的なものもござい

せん、実費弁償という意味で、外の場合に比べ

まして登録開始の手数としては三千元程度という程度に考えたわけであり

ます。

向先程お話がございましたこの六條

関係の罰則でござい

ますが、六條につ

きましては直接罰則はござい

ません

が、九條におきまして、九條の二行目に「登録申請書若しくはその添附書類のうち重要な事実について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならぬ。」ということ、虚偽の申請をした場合には登録を先ず拒否するわけでございます。それでそのときに発見されないで、後に至つてその虚偽である事実が発見されたときには、十五條の第一項第四号に「名義書換代理人が提出した登録申請書若しくはその添附書類のうち重要な事実について虚偽の記載があつたこと又は重要な事実の記載が欠けていたことが判明した場合」にはこの登録を取消すということになりまして、罰則以上にもう営業権そのものを奪うということになつて参るわけでございます。それで更にこれらの取消し、或いは拒否に拘わらず商売を続行するといふたしましたならば、これは無登録営業といふことで第十七條の罰則が科せられると考へられます。

にいないのじやないかというふうに考へて落しているようなわけでございます。或いは御指摘の点が御尤もな点かと存じますけれども、積極的に役員、会社を縛るものでございまして、役員が四号、五号というふうなひどい者はないというふうに考へたわけでございます。

るわけでもなければ、こういう途を開いたわけで、一つの商売の途を開いただけでございまして、その間おのずから職者がそれを選んで行くと思ひます。そうしてそういうような欠点のあるようなところは実際にはないといふふうに思ひます。お示しの点はそういうことも考へられると思ひます。

るところが大であらうと思つておる次第でございます。

○大野幸一君 先程ここに私は会社ばかりと考へておつたが、そうすると五に「禁以上又は」というふうな書きであるのですね、会社が禁錮に処せられることではないので、これはさつき私の言つたことの答弁で第九條の禁治産者、準禁治産者を欠格條項に入れたかつたのは、会社だからということでは私は納得したが、ところがそうならば……

非常な困るので、百万円としても、どうせこれは今までの会社と密接な人達がやるので、そこでいわゆるロボットとして禁治産者、準禁治産者のような者を役員に出すということは、むしろ外の会社より余計ある。こういう事務的な一つの繋がりだけあれば会社設立ができて、そうしてその会社の事務といふのは大した事務ではないので、むしろ外の会社よりはそういう人の役員に就任する機会が多いように思ふので、すね。だからそういうことではこれはまだどうもいろいろの場合を想像して綿密に立法したとは考へられないのです。その点はどうですか。

○大野幸一君 先程質問が前後しましたが、聴聞をして、来なければそれまでだと、こういうのですが、これは恐らくその場合には登録を拒否することゝが当然できるものだと思ひます。それが、それはどういふ考へですか。若しそうでなければ、ここに明文を作る必要があると思ふのですが。

○大野幸一君 第十條、会社の支店においても株主の名義書換を行うことができることを規定しておるのですが、そういうような立法例がありますでしょうか。

○政府委員(伊原隆君) そんな無茶なことを言つては困る、一時的に逃れるようなことは……

○政府委員(伊原隆君) 或いはそれは御説の点が御尤もと存じますけれども、私共立案の当時は、第四号、第五号程度のものがつまり重い、つまり準禁治産者とか何とかいうものより重い者が申請者の役員である場合に、それを拒否すればいいと考へておつたわけでございます。

○大野幸一君 第十條、会社の支店においても株主の名義書換を行うことができることを規定しておるのですが、そういうような立法例がありますでしょうか。

○大野幸一君 十一條について、株式移転簿の構想、並びに株主名簿複本の意義、その内容の相違、こういうものに対する御見解を伺いたい。

○大野幸一君 九條の欠格事由に禁治産者、準禁治産者を入れられなかつたわけですね、それはどういふわけですか。四の場合「破産者で復権を得ないもの」ところありますが、禁治産者とか準禁治産者、こういう者は……

○政府委員(吉田信邦君) 株主名簿の複本の場合におきましては、株主名簿と全然同一のものでなければならぬと考へておつたわけですが、御承知のように現在非常な株式が民主化されて、多量な人々で日発なんの場合には十万人、その他の会社でも五万人、七万人という株主を抱えておる会社は数多くあります。これらの会社の株主名簿は膨大なものでありまして、この部屋一杯になるくらい株主名簿を抱へ

○政府委員(吉田信邦君) お答え申し上げます。今アメリカの制度において、支店で名義書換をするといふものはございまして、専ら名義書換代理人でやつております。併しわが国の実情は、逸早く向うのように行くとは考へられませんが、現在といたしましては、会社の中で支店を以て取次をやつたところも事実上幾つかございまして、正式の名義書換はいたしません。例へば大阪の支店を以て東京へ株券の名義書換をして送る手続をするといふことは、現在も相当頻繁に行われつつあると思ひます。これらの会社等の場合におきましては、支店を差当りやれるということが株主の利便に資す

○大野幸一君 十一條について、株式移転簿の構想、並びに株主名簿複本の意義、その内容の相違、こういうものに対する御見解を伺いたい。

○大野幸一君 九條の欠格事由に禁治産者、準禁治産者を入れられなかつたわけですね、それはどういふわけですか。四の場合「破産者で復権を得ないもの」ところありますが、禁治産者とか準禁治産者、こういう者は……

○政府委員(吉田信邦君) 株主名簿の複本の場合におきましては、株主名簿と全然同一のものでなければならぬと考へておつたわけですが、御承知のように現在非常な株式が民主化されて、多量な人々で日発なんの場合には十万人、その他の会社でも五万人、七万人という株主を抱えておる会社は数多くあります。これらの会社の株主名簿は膨大なものでありまして、この部屋一杯になるくらい株主名簿を抱へ

○大野幸一君 第十條、会社の支店においても株主の名義書換を行うことができることを規定しておるのですが、そういうような立法例がありますでしょうか。

○大野幸一君 十一條について、株式移転簿の構想、並びに株主名簿複本の意義、その内容の相違、こういうものに対する御見解を伺いたい。

○大野幸一君 九條の欠格事由に禁治産者、準禁治産者を入れられなかつたわけですね、それはどういふわけですか。四の場合「破産者で復権を得ないもの」ところありますが、禁治産者とか準禁治産者、こういう者は……

○政府委員(吉田信邦君) 株主名簿の複本の場合におきましては、株主名簿と全然同一のものでなければならぬと考へておつたわけですが、御承知のように現在非常な株式が民主化されて、多量な人々で日発なんの場合には十万人、その他の会社でも五万人、七万人という株主を抱えておる会社は数多くあります。これらの会社の株主名簿は膨大なものでありまして、この部屋一杯になるくらい株主名簿を抱へ

○大野幸一君 第十條、会社の支店においても株主の名義書換を行うことができることを規定しておるのですが、そういうような立法例がありますでしょうか。

○大野幸一君 十一條について、株式移転簿の構想、並びに株主名簿複本の意義、その内容の相違、こういうものに対する御見解を伺いたい。

○大野幸一君 九條の欠格事由に禁治産者、準禁治産者を入れられなかつたわけですね、それはどういふわけですか。四の場合「破産者で復権を得ないもの」ところありますが、禁治産者とか準禁治産者、こういう者は……

○政府委員(吉田信邦君) 株主名簿の複本の場合におきましては、株主名簿と全然同一のものでなければならぬと考へておつたわけですが、御承知のように現在非常な株式が民主化されて、多量な人々で日発なんの場合には十万人、その他の会社でも五万人、七万人という株主を抱えておる会社は数多くあります。これらの会社の株主名簿は膨大なものでありまして、この部屋一杯になるくらい株主名簿を抱へ

○大野幸一君 第十條、会社の支店においても株主の名義書換を行うことができることを規定しておるのですが、そういうような立法例がありますでしょうか。

○大野幸一君 十一條について、株式移転簿の構想、並びに株主名簿複本の意義、その内容の相違、こういうものに対する御見解を伺いたい。

○大野幸一君 九條の欠格事由に禁治産者、準禁治産者を入れられなかつたわけですね、それはどういふわけですか。四の場合「破産者で復権を得ないもの」ところありますが、禁治産者とか準禁治産者、こういう者は……

○政府委員(吉田信邦君) 株主名簿の複本の場合におきましては、株主名簿と全然同一のものでなければならぬと考へておつたわけですが、御承知のように現在非常な株式が民主化されて、多量な人々で日発なんの場合には十万人、その他の会社でも五万人、七万人という株主を抱えておる会社は数多くあります。これらの会社の株主名簿は膨大なものでありまして、この部屋一杯になるくらい株主名簿を抱へ

○大野幸一君 第十條、会社の支店においても株主の名義書換を行うことができることを規定しておるのですが、そういうような立法例がありますでしょうか。

○大野幸一君 十一條について、株式移転簿の構想、並びに株主名簿複本の意義、その内容の相違、こういうものに対する御見解を伺いたい。

○大野幸一君 九條の欠格事由に禁治産者、準禁治産者を入れられなかつたわけですね、それはどういふわけですか。四の場合「破産者で復権を得ないもの」ところありますが、禁治産者とか準禁治産者、こういう者は……

○政府委員(吉田信邦君) 株主名簿の複本の場合におきましては、株主名簿と全然同一のものでなければならぬと考へておつたわけですが、御承知のように現在非常な株式が民主化されて、多量な人々で日発なんの場合には十万人、その他の会社でも五万人、七万人という株主を抱えておる会社は数多くあります。これらの会社の株主名簿は膨大なものでありまして、この部屋一杯になるくらい株主名簿を抱へ

○大野幸一君 第十條、会社の支店においても株主の名義書換を行うことができることを規定しておるのですが、そういうような立法例がありますでしょうか。

○大野幸一君 十一條について、株式移転簿の構想、並びに株主名簿複本の意義、その内容の相違、こういうものに対する御見解を伺いたい。

ておるような状態でございます。理想的に申せば、複本が全部備わつた名義書換代理人というものが理想的でございまして。又アメリカのように非常に技術が発達して参りまして、又事務経費が機械的に安くできるような、一時に何十枚のタイプが打たれて、それが各名義書換人に通知されて、各代理人の株主名簿の敷理ができるというところまで発達して参りますれば、その方法が一番確実であり、理想的であると考えられるのであります。現在の日本の実情におきましては、そこまでのいたしません。非常に経費がかかり過ぎまして、そうして実効が殆んど挙り得ない。従いまして一方においては、株式の名義書換を簡易迅速に行いたいという要請と、実際の事業の経費という面から言つて、余り経費がかかり過ぎて実行できないということが絡み合ひまして、又現在のような株式の名義書換の困難な状況がでさう上つておると考えます。その複本を置くことに比べますれば、多少不安なきにしもあらずであります。その万全を期しまして、先程お話がありましたような規定を設けまして、そうして且つ又発行会社と代理人との双務契約を結ぶということによりまして、先程お話し上げたような簡易な方法で、券面上に捺された二つの印鑑を照合する、或いは金融機関、銀行、証券取引所等の印鑑の証明というような形で簡易に名義書換が行われるというところに、株式移転簿の意義があるのです。

○大野幸一君 移転簿と株主名簿複本との関係……。

○政府委員(吉田信邦君) 複本は株主名簿の全く写しであります。移転簿の

場合におきましては、その名義書換代理人の店で取扱われた株式だけの移転の実績を明瞭ならしむるものであります。尚事故株があつた場合には一々記載して置くという／＼の問題はございまして、そうして移転の事実があつた、移転を確認しましたものだけを記載するというのであります。

○大野幸一君 十一條の四項に「株式移転簿には、株式の取得者の氏名及び住所の外、取得した株券の番号、株主名簿に記載されている前名義人の氏名及び名義書換の年月日を記載しなければならぬ」と。この前名義人というのは、株式名義書換を請求した、請求者のことですか。

○政府委員(吉田信邦君) 売つた人のこととございまして。私が買受けたとすれば、私に売つて呉れた人でありまして、

○大野幸一君 請求者というのは、これは買つた人が普通請求者になるわけですね。

○政府委員(吉田信邦君) さようでございまして。

○大野幸一君 これはそうすると、株券によつてのみ判断する外ないですね。

○政府委員(吉田信邦君) さようでございまして。そこで先程申し上げましたように、券面の上における署名或いは印鑑でございまして、それに署名というやうなことが伴つて来なければいけないというふうに考へておるのであります。

○大野幸一君 それに株券の種類を記載する必要はないのですか。例えば郵

船株とか普通株とかいうようなことは記載して置かなくてもいいのですか。それは株式移転簿は別々になつておるのです。

○政府委員(吉田信邦君) その点は番号で……。

○大野幸一君 ああ番号で……。

○政府委員(吉田信邦君) 株券の番号によりまして株の性質を分けて……。

○大野幸一君 次は十六條……。

○委員(伊藤修君) 記号と番号と……。記が区別になる、番号は区別にならない。

○大野幸一君 記号というのは「い」号とか「ろ」号ですか。

○委員(伊藤修君) それによつて種類が分れておる。

○大野幸一君 十六條の第一項第一号「名義書換代理業を廃止した場合」及び第二号「解散した場合」届出がなくて登録を抹消するときは、九條第二項又は第三項の聴聞を行わねばならぬことになるが、その必要があるのか、どういう意味ですか。

○政府委員(吉田信邦君) あの抹消の際に聴聞を要するかどうかとござい

○大野幸一君 聴聞を行わなければならぬものかということですか。

○政府委員(吉田信邦君) 十三條の一項又は二項による廃業又は解散の場合には、当人から届出で来るものでござい

○大野幸一君 そうするとこれは準用するということ意味は、この場合は必要ないということですか。

○政府委員(吉田信邦君) 名義書換代理人を解散した場合、これは通常ならば聴聞を要するわけでございますが、この十三條一項又は二項の規定による届出がありました場合には、これは必要ない。要するに事実上廃業しておるらしい、何もやつてないじやないかという場合には、それを確かめた上で聴聞をした上で登録を抹消する、併し自分からもう私やめましたと言つて届出た場合には聴聞は必要ないだろう、そういう考へであります。

○委員(伊藤修君) 小林さんありませんか、

○小林英三君 成るだけ一つ上げてやろうじやありませんか。

○委員(伊藤修君) 大蔵の方から合同審査の申入れがありますから、その点木内君と相談して見ます。

○小林英三君 やりますか。

○委員(伊藤修君) 到底やると言つても不可能なことですから、一遍木内君と相談いたします。

○大野幸一君 それではこの程度にして休憩いたします。

午後四時四十分休憩

午後十一時五十六分閉会

○委員(伊藤修君) 只今より法務委員会を再開いたします。松井道夫君より文書を以て理事辞任の申出がございましたが、許可することに御異議ございませんか。

○委員(伊藤修君) 御異議ないと認めます。つきましては、この際理事の補欠互選を行いたいと思ひますが……。

○大野幸一君 理事の補欠互選は、成規の手続を省略して、委員長において御指名あらんことの動議を提出いたします。

○委員(伊藤修君) 大野君の動議に御異議ございませんか。

○委員(伊藤修君) 御異議ないと認めます。理事に宮城タマヨ君を指名いたします。

第七回国会開会中は、長日月に亘り、連日御審議を賜わり、殊に国政調査においては、一方ならぬ御努力と御協力を賜わり且つ、画期的な商法改正においても、非常なる御協力により、少くとも、現日本経済界に対して、大きな寄與をするところの修正をなし得、ここに成立せしめたる等多大な功績を残して、本日ここに終了することに至りましたことに對しては、ひとえに委員各位の御協力の賜と存じ、深甚なる敬意と感謝の意を表する次第であります。

第七回国会終了に當り、一言御挨拶申上げ、皆様の御健康を祈る次第であります。

ではこれを以て散会いたします。

午後十一時五十八分散会

出席者は左の通り。

委員長 伊藤 修君

理事 岡部 常君

委員 松井 道夫君

大野 幸一君

大島農夫雄君

今泉 政喜君

政府委員

法制意見長官

佐藤 達夫君

検事
(法制意見
第一局長)

岡咲 恕一君

大蔵政務次官

水田三喜男君

大蔵事務官
(理財局長)

伊原 隆君

大蔵事務官
(理財経済課長)

吉田 信邦君

小林 英三君

遠山 丙市君

羽仁 五郎君

昭和二十五年五月二十九日印刷

昭和二十五年五月三十日發行

參議院事務局

印刷者 印刷 庁